

健康に関するお取組みの結果が反映されます

インセンティブ制度

協会けんぽでは、加入者および事業主の皆さまの取組について評価指標に基づいてランク付けし、上位の支部にインセンティブ(報奨金)を付与することで健康保険料率を引き下げる仕組み(インセンティブ制度)を導入しています。

詳しくはこちら▶



令和5年度の健康保険料率に反映される令和3年度の総合順位は、**全国15位**でした!

支部の成績が決まる5つの評価指標

今後、特に取組みが求められる評価指標は **1と2!**

1



特定健診等の受診率 36位 (令和2年度は22位)

1年に1回は健診(被保険者は生活習慣病予防健診、被扶養者は特定健診)を受けましょう。事業主様は、被保険者様(40歳以上)の健診結果を協会けんぽにご提供ください。

2



特定保健指導の実施率 40位 (令和2年度は15位)

生活習慣の改善が必要な方は、特定保健指導を受けましょう。

健診結果データのご提供方法は
こちら▶▶▶
をご確認ください



皆さまのご協力のおかげで順位を伸ばすことができました!

3



特定保健指導対象者の減少率 7位 (令和2年度は7位)

特定保健指導の対象者とならないよう、日頃から健康的な生活習慣を心がけましょう。

4



医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率 4位 (令和2年度は11位)

「要治療」「要精密検査」の判定を受けた方は、医療機関を受診しましょう。

5



後発医薬品の使用割合 19位 (令和2年度は19位)

積極的に後発医薬品(ジェネリック医薬品)を使用しましょう。

協会けんぽの健康保険料率は、一人当たりの医療費に基づいて算出されます。

上記の5つの項目に取り組むことはインセンティブの獲得だけでなく、医療費の削減ひいては健康保険料率の引き下げにつながります。

引き続き、健康づくりへのご協力をお願いします。



「健康経営優良法人2023」認定法人が発表されました

令和5年3月9日、健康経営優良法人認定制度を運営する日本健康会議において、健康経営優良法人2023の認定法人として大規模法人部門では11法人、中小規模法人部門では380法人が認定されました。

協会けんぽ静岡支部加入の認定事業所一覧はこちらからご確認ください▶



静岡支部加入事業所の認定状況

大規模法人部門 **11** 法人 (前年度7法人)

中小規模法人部門 **380** 法人 (前年度375法人)

380 法人のうち、**7** 法人は**ブライト500**に認定

… 中小規模法人部門の上位500法人のことを指します
(「健康経営優良法人2021」より新設)

(法人)

認定数は
年々増加中!



健康経営優良法人2023 中小規模法人部門
認定事業所数(静岡支部加入事業所)推移

健康経営優良法人 認定制度とは?

地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度のことです。

健康経営優良法人を目指すなら、まずは **健康宣言** から!

STEP 1

「ふじのくに健康宣言事業所」
の届出用紙を提出
→届出用紙はこちら



STEP 2

協会けんぽからお送りする
「健康宣言ボード」などを活用
して社内外に周知・発信

STEP 3

宣言内容に基づいて
健康づくりを実践



健康宣言とは?

企業(経営者)が保険者(協会けんぽや健康保険組合等)のサポートを受けて、従業員やそのご家族の健康づくりに取り組むことを社内外に宣言することを、**健康宣言**といいます。

静岡支部ではすでに
6,000 事業所以上が
宣言中!

(令和4年12月時点)



お問い合わせ先

企画総務グループ/TEL. **054-275-6602**

新様式の申請書(届出書)のご使用をお願いします

令和5年1月から申請書(届出書)が新様式に変更されました。旧様式の申請書(届出書)で申請された場合、事務処理等に時間を要してしまう場合がございますので、新様式のご使用をお願いします。

なお、申請書(届出書)は協会けんぽのホームページよりダウンロード可能です。

URL:<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g2/cat230/>



発行者:



全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ

〒420-8512

静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア
054-275-6602(企画総務グループ)